



KANAYA RESORT HAKONE

宿泊約款

第1条 適用範囲

1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令、又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当ホテルが法令、及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条 宿泊契約の申し込み

1 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- ① 宿泊者名
- ② 宿泊日及び到着予定時刻
- ③ 宿泊料金(原則として別表1の基本宿泊料による。)

④ その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えての宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効果を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを 要しないこととする特約

1 前条第2項の規定にもかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- ② 満室により客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④ 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団(以下「暴力団」という)および指定暴力団員等(以下「暴力団員」という)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- ⑤ 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- ⑥ 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- ⑦ 神奈川県暴力団排除条例の規定に該当するとき。
- ⑧ 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ⑨ 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

⑩宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

⑪天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

⑫宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

⑬他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

第 6 条

宿泊契約締結の拒否

1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けま。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 7 条

当ホテルの契約解除権

1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

①宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。

②宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

③天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

④宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

⑤「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

⑥暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。

⑦法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。

⑧神奈川県暴力団排除条例の規定に該当するとき。

⑨他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

⑩宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

⑪当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

⑫寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条

宿泊の登録

1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の次項を登録していただきます。

①宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

②外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日(チェックインの際、パスポートをコピーさせていただきます。)

③出発日及び出発予定時刻

④その他、当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条

客室の使用時間

1 宿泊客が当ホテルの客室を利用できる時間は、15:00から翌日の12:00までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けま。

超過3時間までは、宿泊料相当額の30%

超過6時間までは、宿泊料相当額の60%

超過6時間以上は、宿泊料相当額の100%

第 10 条

利用規則の遵守

1 宿泊客は、当ホテル内においては、別に定める利用規則に従っていただきます。

第 11 条

営業時間

1 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

イ. 門限…なし

ロ. フロントサービス…24時間

2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。



第 12 条 料金の支払い

1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその精定方法は、第18条(別表1)に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府の定める指定通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

第 13 条 当ホテルの責任

1 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 契約した客室の 提供できないときの取扱い

1 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 寄託物等の取扱い

1 当ホテルは、宿泊客の所持品の滅失または毀損等が、当ホテル又はその従業員の故意、若しくは重過失による場合のみ責任を負うものとします。ただし、宿泊客からあらかじめその種類、及び価格を書面をもって申告し預けられた場合を除き、損害賠償額は紛失時の公正な市場価格、又は15万円のいずれか低い額といたします。申告の内容によりましては、お預かりをお断りする場合があります。

2 金銭、譲渡可能証券、宝石、重要書類等はお預かりいたしません。ただし、フロントの金庫にてお預かり出来ます。貸金庫ご利用中の滅失、毀損等については、それが不可抗力である場合を除き、当館は30万円を限度としてその損害を賠償します。

第 16 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合について、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第 17 条 駐車場の責任

1 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その責めに任じます。

第 18 条 免責事項

1 当ホテル館内からのインターネット通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。インターネット通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、インターネット通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただく場合がございます。

第 19 条 宿泊客の責任

1 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。



別表1:
宿泊料金等の内訳（第2条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	①基本宿泊料(室料+朝・夕食料等) ②サービス料(1+10%)
	追加料金	③追加飲食料 ④サービス料(2+10%)
税金	⑤消費税 ⑥入湯税	

別表2:
宿泊料金等の内訳（第6条第2項関係）

契約申込人数		契約解除通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	2～5日前	6～14日前
	14名まで	100%	100%	80%	20%	—
	15名まで	100%	100%	80%	20%	20%

1 旅行会社、又は、ネットエージェントからのお申し込みの場合は、この条件とは異なる場合がございます。

2 特定の解約条件を設定した特別プランについては、そのプランの条件を優先させていただきます。

3 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

4 契約日数が短縮した場合は、その短縮により契約解除された日の解約条件により違約金を申し受けいたします。

5 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合は、宿泊の10日前(申し込みが既にその期間内の場合は、お申し込み日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合は切り上げ)にあたる人数については、違約金は頂戴いたしません。





KANAYA RESORT HAKONE

利用規則

客室のご利用について

- 1 客室よりの避難経路図は、客室のサービスディレクトリーに掲示してありますのでご確認ください。
- 2 ご在室中や特にご就寝の際は、必ず内鍵とドアガードをおかけください。
- 3 ドアをロックされた時は、ドアガードをかけたままドアを開けるか、ドアスコップでご確認ください。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉なさらずにフロントにご連絡ください。
- 4 客室内での喫煙はお断りいたします。
- 5 客室内及び廊下では、ホテルの許可なく暖房用炊事用等の火気、キャンドル等をご使用にならないでください。また、客室内での調理は固くお断りいたします。(炊事用設備のある部屋は除く。)
- 6 ランプシェードに衣類を掛けたり、洗濯物等を干したりしないでください。
- 7 当ホテルの許可なく客室を営業行為(展示会・その他)等ご宿泊以外の目的にご使用なさらしないでください。
- 8 当ホテルの許可なく客室内の備品を移動する、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさらしないでください。万一備品の紛失、破損等があった際にはその実費を弁償いただくことがあります。
- 9 客室内の小物、備品は客室外に持ち出さないでください。また、当ホテルの外観を損なうようなものを窓際に置かないでください。
- 10 ご訪問客とのお面会はロビーでお願いいたします。
- 11 長期の宿泊契約により貸借権、居住権等借家法その他居住に関する法律上の権利は発生するものではありません。
- 12 宿泊登録者以外のご宿泊はお断りいたします。
- 13 未成年者のみのご宿泊はお断りいたします。

貸出用スマートフォン、 客室のキーについて

- 1 ご滞在中、お部屋からお出かけの際は、必ず施錠をご確認ください。
- 2 当ホテル内のレストラン、バー等をご署名によってご利用なさる場合は、貸出用スマートフォン又はカードキーをご提示ください。
- 3 貸出用スマートフォン及びカードキーは、当ホテル出発の際必ずフロントへご返却ください。

お支払い等について

- 1 お会計はご出発の際にフロントでお願いいたします。なお、ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合がございます。その都度お支払いをお願いいたします。なお当ホテルが請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただきます。
- 2 ご利用代金のお支払いは、現金または旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、及び当ホテルの認められたものとさせていただきます。手形、小切手はお断りいたします。
- 3 ご到着時にクレジットカードの確認をさせていただくか、お預かり金を申し受ける場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 4 ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受ける場合は、定められた期日までにお支払いがなければ、ご宿泊者ご本人に直接お支払いをご請求申し上げます。
- 5 お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
- 6 貸出用のスマートフォンのご利用に際し、海外への音声発信は、所定の料金を頂戴いたします。
- 7 法定の税金の他、サービス料10%をお勘定に加算させていただいておりますので、お心付け等をご辞退申し上げます。

貴重品、お預かり品について

- 1 滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管については、フロントに備え付けの貸金庫(無料)をご利用ください。ご利用なさらないで、万一紛失、盗難等が発生した場合(客室備え付け金庫ご利用の場合も含む)、当ホテルではその責任を負いません。なお、美術品、骨董品、毛皮等の品物はお預かりいたしません。
- 2 貸金庫のご利用は宿泊期間内のみとさせていただきます。ご利用状態のまま無断で出発された時は保管料を頂戴することがあります。また、金庫内の物品の紛失等については責任を負いません。
- 3 滞在の有無にかかわらず、フロント及びクロークでは、現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどはお預かりいたしません。万一上記場所において現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどの紛失、盗難等が発生した場合、あるいは変質が生じた場合には、当ホテルではその責任を負いません。
- 4 当ホテルがお客様よりお預かりした物品の引き渡しについては、引換証をお持ちいただいた方のみお渡しいたします。紛失・盗難等、原因の如何を問わず、引換証を無くされた場合に生じた損害につきましては、責任を負いません。また、引き渡し後の物品の紛失等については責任を負いません。
- 5 当ホテル内での遺失物の処理は、一定期間等ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。
- 6 お預かり物の保管期間は、特にご指定のない限り、下記のとおりとさせていただきます。保管期間を経過したお預かり物は、お引き取りの意思がないものとして処理いたします。
 - ①フロント…1ヵ月
 - ②クローク…1ヵ月
 - ③フロントにて宿泊及び外来のお客様へのお預かり物…1ヵ月

駐車場のご利用について

- 1 駐車場構内では、案内看板等の指示に従っていただきます。
- 2 駐車場の車内に貴重品及びその他の品物を留置しないでください。駐車中における紛失、盗難等についてはその責任を負いかねます。
- 3 正面玄関に於ける駐車は固くお断りいたします。所定の駐車場をご利用ください。
- 4 当ホテルの係員が指定した駐車スペース以外に駐車された車は、レッカーにて移動させていただきます。なお、レッカーに要した費用は、お客様にご負担いただきます。

暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について

- 1 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルのご利用はお断りいたします(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします)。
- 2 反社会团体及び反社会团体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテルのご利用はお断りいたします(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします)。
- 3 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルのご利用をお断りいたします。又、かつて、同様な行為をされた方についてもお断りいたします。
- 4 当ホテルを利用の方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難な時や、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
- 5 館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。

当ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。

- 1 動物、鳥等のペット類(盲導犬、補助犬は除く)。
- 2 火薬、揮発油、その他発火又は引火性の物。
- 3 悪臭を発する物。
- 4 法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚せい剤の類。
- 5 当ホテル外から飲食物等を持ち込むこと。
- 6 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- 7 バスロープ、スリッパ等で客室外に出ること。
- 8 広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等。
- 9 当ホテルの許可なくホテル内のパブリックスペースで写真撮影をする事、及びホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用すること。
- 10 携帯電話のご使用にあたり、適切でない場所での会話や大声での通話等、他のお客様に嫌悪感、迷惑を及ぼす行為。

